

仙台北陵クリニック・筋弛緩剤冤罪事件 守大助さんの再審開始を求める要請書



仙台北陵クリニック・筋弛緩剤冤罪事件で18年余も無実を叫び続けている守大助さんの再審請求事件について、仙台高等裁判所第一刑事部(嶋原文雄裁判長)は2018年2月28日、仙台地裁の決定を維持し、守大助さんの即時抗告を棄却する決定を行ないました。

① 直接証拠は何一つない中、警察の誤った「見込捜査」で…

本件は、病院内での患者の急変が端緒であるにもかかわらず、警察はカルテも調べず、「筋弛緩剤を点滴に混入した犯罪」とする見込み捜査で、当時准看護師だった守さんを逮捕し、自白を強要しました。公判では、守さんを犯人とする直接証拠が何一つない中、鑑定資料を全量消費して再鑑定不能とした大阪科捜研「土橋鑑定」(患者の血液等から筋弛緩剤の成分が検出されたとする)と、公判廷での東北大学「橋本証言」(患者の症状は筋弛緩剤の効果と必ずしも矛盾しない)を根拠に、殺人・殺人未遂罪で無期懲役刑が確定しました。

② 科学者の意見を聞くことも、証拠開示を行うこともなく…

弁護団は再審請求で、①土橋鑑定は筋弛緩剤の成分を検出していない(志田保夫・前東京薬科大学教授の意見書)、②発端となった患者急変は筋弛緩剤中毒ではなくミトコンドリア病である(池田正行・前長崎大学教授の意見書)、③「自白」は、真犯人の供述とみるには不自然(浜田寿美男・奈良女子大学名誉教授の意見書)等の3点を新証拠として提出し、事実取調べを強く求め、証拠開示命令を出すよう求めました。しかし仙台地裁も仙台高裁も一切の事実取調べも証拠開示も行なうことなく、書面審理だけで再審開始を拒みました。

③ 「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則を

白鳥・財田川決定は再審事件にも「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則を適用させ、新旧両証拠の総合評価を求めています。しかし、高裁決定は、弁護側提出の事件性を否定する証拠の証拠価値を科学的知見に反する手法で排斥するなど、およそ「無辜の救済」を目的とする再審制度の本旨を違えていると言わざるを得ません。

私たちは最高裁判所が、無実は無罪に、本件について再審開始の決定、もしくは原決定を破棄し仙台高裁に差し戻す旨の決定をされるよう強く要請します。

氏 名	住 所

送付先 〒980-0022 仙台市青葉区五橋一丁目5-13 日本国民救援会宮城県本部内
仙台北陵クリニック・筋弛緩剤冤罪事件全国連絡会事務局
TEL022-222-6458 FAX 022-222-6450

[取り扱い団体] 〒460-0011 名古屋市中区大須 4-10-26-401 国民救援会愛知県本部